

資料編

～桐生市障害者計画の作成経過～

日程	実施項目	主な内容
平成 23 年	7/1 ～ 7/15	アンケート調査実施 *65歳未満の身体障害者、療育及び精神障害者保健福祉手帳所持者に策定のためのアンケート調査実施
	8/18 (木)	桐生市地域自立支援協議会 第5回定例会 総合福祉センター304会議室 *アンケート結果の報告 *アンケート結果の分析
	12/22 (木)	第1回障害者計画庁内検討会議 桐生市役所3階 301会議室 *現計画の実施状況確認 *アンケート結果の説明
平成 24 年	1/23 (月)	第2回障害者計画庁内検討会議 桐生市役所6階 604会議室 *障害者計画(案)の協議
	1/27 (金)	桐生市地域自立支援協議会 第10回定例会 総合福祉センター304会議室 *庁内検討会議で協議された障害者計画(案)を提示し、意見聴取
	2/16 (木)	桐生市地域自立支援協議会 第11回定例会 総合福祉センター304会議室 *障害者計画(案)に対する意見取りまとめ
	2/20 (月)	第3回障害者計画庁内検討会議 桐生市役所3階 301会議室 *桐生市地域自立支援協議会の意見を踏まえ、協議 ⇒素案の決定
	2/24 ～ 3/9	意見募集の実施 *障害者計画(素案)に対する意見募集の実施
	3/15 (木)	桐生市地域自立支援協議会 第12回定例会 総合福祉センター304会議室 *最終校正の報告
	3/26 (月)	桐生市地域自立支援協議会 全体会 桐生市保健福祉会館 503会議室 *桐生市地域自立支援協議会で協議
	3月下旬	*桐生市障害者計画策定
	3月下旬	*桐生市議会へ報告
*桐生市障害者計画を市ホームページへ掲載予定		

障害者計画に関するアンケート調査結果【概要版】

1. アンケート調査の目的

桐生市が策定する「桐生市障害者計画」の基礎資料とするために実施する。

2. アンケート調査の対象

65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

3. アンケート調査の方法

郵送にて送付し、郵送にて回答。*市役所窓口直接届けられるものもあった。

4. アンケート調査結果

発送件数 2297件（内57件返戻）*実配布数2240件

回答数 1337件

回答率 60%

5. アンケート結果内容

アンケート結果の内容について、抜粋して掲載。

◇ あなたご自身やご家族についておうかがいします ◇

【性別】 「男性」57.1%、「女性」41.1%

【年齢】

「60代」が25.1%と最も多く、年齢が下がるに従い回答者数は少なくなっています。

【身体障害者手帳の等級】 「1級」と回答した方が35.8%と最も多く、障害の程度が軽くなるに従い回答者数は少なくなっています。

【身体障害者手帳の種類】

「肢体不自由（下肢）」と回答した方が25.7%と最も多く、続いては、「内部障害（心臓・じん臓等）」の19.8%、「肢体不自由（上肢）」15.8%となっています。

【療育手帳の種類】

「B中」と回答した方が32.6%と最も多く、続いて、「A重」の31.3%、「B軽」の25.6%となっています。

【精神保健福祉手帳の種類】 「1級」45.8%、「2級」の33.0%

あなたは、次のことについて、ほかの人の手伝いや介助が必要ですか。

【ひとりで出来る】「服薬」、「会話や意思の伝達」

【少し手伝ってもらう】「買物」、「会話や意思の伝達」

【ほとんど手伝ってもらう】「食事づくり」、「掃除」がそれぞれ高い割合となっています。

◇ 困ったときの相談先について ◇

生活上の心配や不安なことがあるとき、どのようなところに相談していますか。

「家族」と回答した方が64.1%と最も多くなっており、続いては、「医師や看護師、病院職員」の19.4%、「施設や作業所の職員」の14.0%となっています。

市の相談窓口を利用しやすくするためには、どんなことが必要だと思いますか。

「ちょっとした事でも相談に応じてくれる」と回答した方が36.8%と最も多くなっており、続いては、「いつでも相談に応じてくれる」の35.5%、「身近な場所に相談窓口がある」の32.0%となっています。

◇ 医療・福祉サービスについて ◇

あなたは、障害の機能回復や社会復帰・自立のための訓練（リハビリテーション）をどのようなところで受けていますか。

訓練を受けている方では、「福祉施設」と回答した方が18.0%と最も多くなっており、続いては、「近くにある病院・診療所」の14.7%、「総合病院・大学病院」の7.6%となっています。

受けていない理由は何ですか。

「必要がない」と回答した方が46.5%と最も多くなっており、続いては、「自宅で工夫してやっている」の21.5%、「回復はあきらめている」の16.3%となっています。

あなたが医療を受けるにあたって困っていることがありますか。（精神通院）

「通院時に付き添ってくれるひとがない」と回答した方が最も多くなっており、続いては、「医院、病院が遠い」の63.8%、「お金がかかりすぎる」の48.3%となっています。

障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向についてお答えください。

【利用状況】

過去及び現在ともに、「補装具の交付・修理」、「通所サービス」の割合が高くなっています。

【今後の利用意向】

利用したいという回答が多い項目としては、「通所サービス」が28.4%と最も多く、続いては、「福祉タクシー利用券の交付」の27.3%、「ホームヘルプサービス」の25.4%となっています。

◇ 療育・教育について ◇

【就学前の方、就学中の方におうかがいします。】

通園・通所・通学上で感じることはどのようなことですか。

「今の保育所や幼稚園、学校に満足している」と回答した方が28.0%と最も多くなっており、続いては、「周囲の人の障害に対する理解が不足している」の26.2%、「特にない」の10.1%となっています。

◇ 就労（お仕事）について ◇

働いていない人におうかがいします。あなたが働いていない理由は何ですか。

「障害が重いため」と回答した方が39.7%と最も多くなっており、続いては、「働く場がみつからないため」の11.2%、「病弱なため」の8.6%となっています。

仕事をするためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。

「事業主や職場の人たちの障害に対する理解」と回答した方が42.8%と最も多くなっており、続いては、「障害の状態にあわせた働き方を認めること」の42.2%、「企業などが積極的に障害者雇用を行うこと」の38.0%となっています。その他の理由も20%を超える回答率となっています。

◇ 外出・余暇活動などについて ◇

あなたが家の近所へ外出する時の手段は何ですか。

「ひとりで歩行」と回答した方が全体の半数以上の55.4%と最も多くなっており、続いては、「その他」の16.9%、「介助を受けての歩行」の8.6%となっています。

あなたが少し遠いところへ外出する場合は、どのような交通機関を利用されますか。

「自家用車（のせてもらう）」と回答した方が全体の約半数の46.8%と最も多くなっており、続いては、「自家用車（自分で運転）」の36.2%、「電車」の21.1%となっています。

あなたが外出する際、特に不便に感じることはどのようなことですか。

「介助者がいないと外出できない」と回答した方が28.1%と最も多くなっており、続いては、「建物の入口や内部の段差や階段」の22.7%、「障害のある人が利用できる駐車場が少ない」の19.0%となっています。

ほとんど外出しない方の外出しない理由は何ですか。

「障害が重い」と回答した方が57.4%と最も多くなっており、続いては、「家族に負担がかかる」の24.8%となっています。その他にも「乗り物の利用が困難」、「道路や階段が不便・危険」等の回答がありました。

あなたは、この1年間に趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動をしましたか。

「特にない」と回答した方が38.5%と最も多く、活動したと回答した方の中では、「観劇・映画・コンサートなどの鑑賞」の23.6%、続いては、「スポーツやレジャーの活動」の14.5%となっています。

障害のある人が積極的に社会参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「参加しやすいような配慮」と回答した方が全体の約半数の47.6%と最も多くなっており、続いては、「障害のある人自身や家族の積極性」の29.2%、「利用しやすい施設への改善」の26.6%となっています。

◇ 将来のこと・暮らし全般について ◇

あなたは、今後、どのように暮らしたいとお考えですか。

「家族のいる自宅で暮らす」と回答した方が全体の半数以上の56.5%と最も多くなっており、続いては、「わからない」の14.0%、「一人でアパートや借家、公営住宅で暮らす」の7.9%となっています。

あなたは、日常生活において差別や偏見を感じることはありますか。

「よく感じる」と「ときどき感じる」と回答した方は合わせて43.9%となっており、「ほとんど感じたことはない」と回答した方は27.5%となっています。

あなたは地域の人にお手伝いを気軽に頼めるとしたら何を希望しますか。

「特にない」と回答した方が37.4%と最も多く、頼みたいことがあると回答した方の中では、「声かけや、様子を見てもらう」の14.5%、続いては、「話し相手、相談相手」の11.8%となっています。

災害時など緊急に避難しなければならなくなったときに備えて、今後どのような対策が必要だと思いますか。

「避難しやすい避難場所の確保」と回答した方が全体の半分の50%と最も多くなっており、続いては、「避難時の設備（トイレなど）の整備」の36.5%、「地域で助け合える体制の整備」の34.3%となっています。

あなたは、福祉制度に関して、どこから情報を得ていますか。

「市の広報紙やパンフレット」と回答した方が38.7%と最も多くなっており、続いては、「病院などの医療機関」の23.3%、「福祉施設」の19.1%となっています。

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が重要だと思いますか。

「年金・手当の充実」と回答した方が50.4%と最も多くなっており、続いては、「障害や障害のある人への理解を深めるための教育・啓発の推進」の41.3%、「保健や医療の充実」の36.5%となっています。

桐生市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効率的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる桐生市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 桐生市障害福祉計画の作成に関すること。
- (5) その他障害福祉に関する計画との調整を図ること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関又は団体から推薦等された者を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉サービス事業者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障害者関係団体
- (6) 障害者施設関係
- (7) 教育・就労関係
- (8) 行政機関
- (9) その他市長が特に認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第1号から第8号までに規定する区分により委嘱され、又は任命された委員は、任期の満了前において当該各号に定める職でなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名

2 会長、副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の全体会議は、市長が委嘱した委員で構成し、会長が招集する。

2 定例会等は、市長が委嘱した関係機関等の実務担当で構成し、必要に応じ、事務局が随時開催する。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉部福祉課障害福祉係に設置する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

桐生市地域自立支援協議会委員名簿

No.	区分	氏名	団体・職名等	備考
1	市議会議員	もりやま たかひろ 森山 享大	桐生市議会教育民生委員会委員長	
2	医療関係者	きくち かずま 菊地 一真	桐生市医師会理事 新宿医院副院長	会 長
3	福祉サービス事業者	わたなべ さちお 渡邊 幸男	(社福)桐生市社会福祉協議会 事務局長	
4	相談支援事業者	いかわき ひろし 岩脇 浩	(社福)桐生市社会福祉協議会 桐生市障害者相談支援室室長	
5	障害者関係団体	よしだ まさよし 吉田 和義	桐生市肢体障害者協会会長	
6	〃	とうま みちこ 東間 みち子	桐生視力障害者協会会長	
7	〃	やなぎた あきお 柳田 明男	桐生市聴覚障害者福祉協会会長	
8	〃	こじま たえこ 小島 妙子	桐生中途失聴・難聴者の会会長	
9	〃	うざわ ひさし 鶯澤 尚	桐生市手をつなぐ育成会会長	副会長
10	〃	かきぬま ふみこ 柿沼 文子	わたらせ虹の会会長	
11	障害者施設関係	おやまだ としあき 小山田 敏昭	(社福)桐生市社会福祉協議会 桐生みやま園園長	
12	〃	ふじさわ まさし 藤澤 真史	(社福)三和会総合施設長	
13	〃	たけだ まさる 武田 英	(社福)広済会 桐生市新里町福祉作業所所長	
14	教育関係	おおつき あきら 大槻 暁	群馬県立あさひ養護学校教諭	
15	〃	すぎやま さとし 杉山 哲志	桐生市立特別支援学校教諭	
16	就労関係	あおき まさみ 青木 正美	桐生公共職業安定所雇用指導官	
17	行政機関	たべい のぶこ 田部井 信子	桐生保健福祉事務所主査	

～ 用語の解説 ～

【あ行】

- ・ N P O (Nonprofit Organizationの略)
民間の非営利団体。

【か行】

- ・ グループホーム・ケアホーム

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、社会福祉法人等が事業を行う。障害者の共同生活の場として、世話人を配置し利用者への日常生活上の相談や支援に対応するほか、障害の重い方へはケアホームとして介護等を行う職員が配置される。

【さ行】

- ・ 手話通訳者

言語・聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つである手話を用いて通訳を行う者。

- ・ 障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定めにより、一般の民間企業は1.8%、公的機関は2.1%、都道府県等の教育機関は2.0%となっている。

- ・ 障害者週間

平成16年6月に障害者基本法が改正され、従来あった「障害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(12月3日～9日)に改められた。これを受け、平成16年12月には障害者施策推進本部が「「障害者週間」の実施について」本部決定を行い、「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」により、障害について理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることを国民に呼びかけた。

- ・ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着にあたって、就業支援担当者と生活支援担当者を配置して、雇用、福祉、保健及び教育の関係機関との連携のもと、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設。

- ・ 除外率

各企業が雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用労働者数の計算に当たっては、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する。ただし、障害者雇用調整金及び報奨金の支給を算定する際に除外率は適用されない。

- ・ 生活の質 (QOL) (Quality Of Life の略)

生活者自身が感じる満足感・安定感・幸福感などを規定する諸要因の質。

- ・ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

【た行】

・知的障害児（者）地域ホーム

市町村を実施主体とする県単独補助事業で、市町村がホームの設置者への委託等により事業を行う。知的障害者を対象とした共同生活の場として、援助者を配置し利用者への日常生活での相談や支援に対応する。

・特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

・ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方。

【は行】

・発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令（「発達障害者支援法施行令」）で定めるものをいう。

・バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

・バリアフリー新法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを、目的としている。

バリアフリー法では、最低限のバリアフリー化の基準である「建築物移動等円滑化基準」と望ましいレベルを示す「建築物等円滑化誘導基準」が定められている。

・ホームヘルプサービス

障害者の家庭をホームヘルパーが訪問し、食事・排せつ・衣類着脱・入浴等の介護、調理・衣類の洗濯・掃除・買い物などの家事援助等、日常生活を営むのに必要なサービスを提供するもの。

[や・ら・わ行]

・ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、だれにとっても快適な環境を作ろうという考え方。

・要約筆記者

言語・聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つとして、筆記を用いて内容を要約し情報伝達を行う者。

・ライフステージ

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな過程における生活史上の各段階。

・理学療法士

身体に障害のある人に対し、治療体操その他の運動やマッサージ等により、基本的動作能力を回復させることを認められた医学的リハビリテーション技術者。

・リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取組。